

○南国市立スポーツ施設条例施行規則

平成17年 9月26日

教委規則第2号

改正 平成18年 3月22日教委規則第2号

平成18年 9月22日教委規則第5号

平成20年 5月29日教委規則第7号

平成20年 9月29日教委規則第9号

平成21年 3月24日教委規則第2号

平成25年 2月19日教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、南国市立スポーツ施設条例（平成17年南国市条例第27号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(開場時間)

第2条 条例第2条に規定する施設（以下「施設」という。）の開場時間は、午前8時30分から午後10時までとする。ただし、南国市教育委員会（以下「委員会」という。）又は指定管理者が特に必要があると認めるときは、その時間を短縮又は延長することができる。

(休場日)

第3条 施設の休場日は、12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、委員会又は指定管理者が特に必要があると認めるときは、臨時に開場又は休場することができる。

(使用の申請等)

第4条 条例第11条の規定により施設の使用の許可を受けようとする者は、スポーツ施設使用許可申請書（様式第1号）を提出しなければならない。ただし、委員会又は指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の申請の受付の開始の日は、原則として次のとおりとする。ただし、委員会又は指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 全国大会、四国大会、高知県大会並びに南国市主催行事及びそれに類するもの 使用の日前1年から

(2) 前号に掲げる大会以外の大会及びそれに類するもの 使用の日前6月から

(3) 前2号に定めるもの以外の使用 使用の日前1月から

3 委員会及び指定管理者は、第1項の申請により許可したときは、スポーツ施設使用許可

書（様式第2号）を交付するものとする。

- 4 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）がやむを得ない理由により使用できなくなったときは、直ちに委員会又は指定管理者に申し出て、その承認を受けなければならない。

（使用の制限）

第5条 施設を有効に活用するため、利用期間は、連続して3日を超えて使用することはできない。ただし、委員会又は指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- 2 吾岡山文化の森スポーツ広場については、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないことができる。

(1) 芝の養生期間となったとき。

(2) サッカー等の競技で1日使用した場合は、使用後6日をめどに芝の損傷が回復するまで。ただし、競技会場として2日連続使用した場合は、使用後12日をめどとする。

(3) サッカー等の競技で使用する場合は、1コート1日4試合以上となる時。ただし、12月から翌年3月までの期間は、1コート1日3試合以上とする。

（暴力団の使用の制限等）

第5条の2 条例第12条第2号及び第13条第3号に規定する暴力団の活動に利用されると認めるときとは、別表に掲げる事項のいずれかに該当すると認められるものが次に掲げる用途を目的として施設の利用をしようとする場合をいう。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）が財産を形成し、又は組織の活動資金を得るための活動

(2) 暴力団の威力を誇示し、又は暴力団内部の秩序維持のための行事

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に定める禁止行為

(4) 前3号に定めるもののほか、暴力団の利益となる活動

（使用料）

第6条 使用料は、条例第11条に規定する使用の許可を受けるときに、前納しなければならない。ただし、委員会又は指定管理者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

（使用料の減免）

第7条 条例第16条に規定する委員会が特別の理由により必要があると認める場合及びその減免する使用料の額は、次に掲げるとおりとする。ただし、第4号に規定する場合にお

ける冷暖房使用料については、使用者の負担とする。

- (1) 南国市が主催する事業又は市に事務局があるものが利用する場合 100分の100の額
- (2) 南国市が開催を依頼した事業で利用する場合 100分の100の額
- (3) 南国市内の幼稚園，保育所，小学校及び中学校の行事又は教育の一環として利用する場合 100分の100の額
- (4) 社会福祉協議会その他これに類する団体のうち委員会が認めた団体が公共の福祉のために行う事業で利用する場合 100分の100の額
- (5) 南国市立スポーツセンター・スポーツセンターグラウンドの利用に関する協定書で協定を行った地元体育団体が利用する場合 100分の100の額
- (6) 身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳を所持する者で主に構成する団体が利用し，及びその介護者とその団体と同時に利用する場合
 - ア 市内に住所を有する団体が利用する場合 100分の50の額
 - イ 市外に住所を有する団体が利用する場合の条例別表第1のスポーツセンター使用料 100分の75の額
 - ウ 市外に住所を有する団体が利用する場合の条例別表第2のスポーツセンター附属施設及び備品使用料，条例別表第4第2号のスポーツセンターグラウンド・南国スポーツパーク照明施設使用料並びに条例別表第5のクラブハウス及びスポーツハウス使用料 100分の50の額
 - エ 市外に住所を有する団体が利用する場合の条例別表第3の各体育館使用料及び条例別表第4の各グラウンド使用料 100分の60の額
- (7) 南国市外の幼稚園，保育所，小学校及び中学校の行事又は教育の一環として利用する場合
 - ア 条例別表第1のスポーツセンター使用料 100分の75の額
 - イ 条例別表第2のスポーツセンター附属施設及び備品使用料，条例別表第4第2号のスポーツセンターグラウンド・南国スポーツパーク照明施設使用料並びに条例別表第5のクラブハウス及びスポーツハウス使用料 100分の50の額
 - ウ 条例別表第3の各体育館使用料及び条例別表第4の各グラウンド使用料 100分の60の額
- (8) 小学生及び中学生の団体が委員会が認めた団体が利用する場合
 - ア 市内に住所を有する団体が利用する場合 100分の50の額

- イ 市外に住所を有する団体が利用する場合の条例別表第1のスポーツセンター使用料 100分の75の額
 - ウ 市外に住所を有する団体が利用する場合の条例別表第2のスポーツセンター附属施設及び備品使用料, 条例別表第4第2号のスポーツセンターグラウンド・南国スポーツパーク照明施設使用料並びに条例別表第5のクラブハウス及びスポーツハウス使用料 100分の50の額
 - エ 市外に住所を有する団体が利用する場合の条例別表第3の各体育館使用料及び条例別表第4の各グラウンド使用料 100分の60の額
- (9) 小学生, 中学生及び高校生の大会等として利用する場合
- ア 市内に住所を有する団体が利用する場合 100分の50の額
 - イ 市外に住所を有する団体が利用する場合の条例別表第1のスポーツセンター使用料 100分の75の額
 - ウ 市外に住所を有する団体が利用する場合の条例別表第2のスポーツセンター附属施設及び備品使用料, 条例別表第4第2号のスポーツセンターグラウンド・南国スポーツパーク照明施設使用料並びに条例別表第5のクラブハウス及びスポーツハウス使用料 100分の50の額
 - エ 市外に住所を有する団体が利用する場合の条例別表第3の各体育館使用料及び条例別表第4の各グラウンド使用料 100分の60の額
- (10) 合宿等で連続して4日間以上利用する場合
- ア 市内に住所を有するものが利用する場合の使用料(条例別表第2のスポーツセンター附属施設及び備品使用料を除く。) 100分の50の額
 - イ 市外に住所を有し, 利用期間中南国市内で宿泊するものが利用する場合の条例別表第1のスポーツセンター使用料 100分の75の額
 - ウ 市外に住所を有し, 利用期間中南国市内で宿泊するものが利用する場合の条例別表第5のクラブハウス及びスポーツハウス使用料 100分の50の額
 - エ 市外に住所を有し, 利用期間中南国市内で宿泊するものが利用する場合の条例別表第3の各体育館使用料及び条例別表第4の各グラウンド使用料 100分の60の額
- 2 前項の減免を受けようとする者は, スポーツ施設使用料減免申請書(様式第3号)を提出し, 委員会の許可を受けなければならない。
- 3 委員会は, 前項の申請があったときは, スポーツ施設使用料減免通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(使用料の還付)

第8条 条例第17条ただし書に規定する委員会が特別の理由があると認める場合及びその還付する使用料の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 使用者の責めによらない理由で利用できなかった場合 100分の100の額
- (2) 公益上及び委員会の都合で使用許可を取り消した場合 100分の100の額
- (3) 使用の日（以下「使用日」という。）の3日前までに申請を取り消した場合で、かつ、相当の理由がある場合 100分の50の額
- (4) 使用日の3日前までに使用者の都合で申請を取り消した場合 100分の30の額

2 使用日の3日前までに取消申請をしないとき、及び条例第13条の規定により使用の許可を取り消されたときは、還付しないものとする。

3 使用者が第1項の規定により既納の使用料の還付を受けようとするときは、使用日の3日前までにスポーツ施設使用料還付申請書(様式第5号)を委員会に提出するものとする。

(使用者の遵守事項)

第9条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用目的以外に、又は許可を受けた場所以外を使用しないこと。
- (2) 使用の許可に伴う権利を他のものに譲渡し、又は転貸ししないこと。
- (3) 他人又は周辺に迷惑となるような行為をしないこと。
- (4) 許可を受けないで施設及びその敷地内で物品の販売又はこれに類する行為をしないこと。
- (5) 施設の設備及び備品は、取扱いを丁寧にし、万一損傷、滅失した場合は、速やかに委員会又は指定管理者の指示に従うこと。
- (6) 指定する場所以外において火気を使用し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をしないこと。
- (7) 使用後は原状に復し、清掃すること。
- (8) その他委員会又は指定管理者の指示に従うこと。

(施設での禁止行為)

第10条 何人も施設内においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに施設内に立ち入り安全秩序を妨げる行為をすること。
- (2) 建物、設備、器具等を損傷し、若しくは滅失する行為又は損傷し、若しくは滅失するおそれのある行為をすること。
- (3) 危険物、悪臭のある物その他他人の迷惑となるようなものを持ちこむこと。

- (4) 許可を得ないで動植物を持ち込むこと。
- (5) 許可を得ないで施設及びその敷地内で飲食物その他の物品を販売し、又は陳列すること。
- (6) 許可を得ないで広告その他これに類する行為をすること。
- (7) 酒気を帯びて施設に入ること、又は酒類を使用すること。
- (8) その他管理上必要な指示に反する行為をすること。

(入場の制限)

第11条 委員会又は指定管理者は、前条の規定に違反する者に対し、施設への入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

(損害賠償)

第12条 条例第20条の規定による損害賠償の額は、その損傷、滅失又は紛失の復元に要した実費とする。

(設備の変更)

第13条 条例第18条の規定により、特別な設備を設け、又は変更しようとするときは、委員会にスポーツ施設設備変更許可申請書(様式第6号)を提出し、その許可を受けなければならない。

(使用時間の基準)

第14条 使用時間は、準備及び原状に復する時間を含むものとする。

(使用時間の超過)

第15条 使用時間の超過は、委員会又は指定管理者が特に必要と認める場合に限り、許可することができる。

(指定管理者の指定の申請書類等)

第16条 指定管理者の指定を受けようとするものが申請する際、条例第6条第1項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定管理者指定申請書(様式第7号)
- (2) 条例第4条の業務に係る収支予算書
- (3) 定款、規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- (5) 第1号の申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類

(6) その他委員会が必要と認める書類

(申請資格)

第17条 指定管理者の指定を受けようとするものの申請の資格は、次に定めるとおりとする。

(1) 法人その他の団体（以下この条において「団体」という。）であること。ただし、法人格の有無は、問わない。

(2) 団体又はその代表者が次に規定するものに該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しないもの

イ 破産者で復権を得ないもの

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されているもの

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあるもの

オ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなるもの

カ 本市における指定管理者の指定の手續において、その公平な手續を妨げたもの又は公平な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したもの

キ 別表に掲げる事項

ク 市税を滞納しているもの

(3) 施設を管理するに当たり、資格、免許等が必要な場合は、その資格等を有していること。

(4) 前3号に定めるもののほか、委員会が必要と認める事項

(南国市立スポーツ施設審議会)

第18条 条例第21条に規定する南国市立スポーツ施設審議会（以下「審議会」という。）

に会長及び副会長各1名を置き、審議会の委員（以下「委員」という。）の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を統轄する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の補欠委員)

第19条 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第20条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 審議会の会議は、委員の半数以上出席しなければ開くことができない。ただし、同一の事項につき再度招集しても、なお半数に達しないときは、この限りでない。

(庶務)

第21条 審議会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか、施設の管理運営について必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 第16条に規定する指定管理者の指定の申請の際に提出する必要な指定管理者指定申請書その他の書類等及びその指定に関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、適用することができる。

3 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 南国市立体育館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和42年南国市教育委員会規則第3号）

(2) 南国市立スポーツ施設設置及び管理に関する条例施行規則（平成4年南国市教育委員会規則第3号）

(3) 南国市立クラブハウスの設置及び管理に関する条例施行規則（平成9年南国市教育委員会規則第3号）

4 この規則の施行日前に、前項の規定による廃止前の南国市立体育館の設置及び管理に関する条例施行規則、南国市立スポーツ施設設置及び管理に関する条例施行規則及び南国市立クラブハウスの設置及び管理に関する条例施行規則の規定に基づき、施行日以後の施設の使用の許可の申請、使用料の減免の申請その他の行為を行った者で、施行日以後の使用の許可、使用料の減免その他の行為の処分を受けたものは、この規則の相当規定によりなされた使用の許可、使用料の減免その他の行為の処分とみなす。

附 則（平成18年教委規則第2号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年教委規則第7号）

この規則は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成20年教委規則第9号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成21年教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第5条の2，第17条関係）

- | |
|---|
| <p>(1) 暴力団又は暴力団員等（暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団準構成員（暴力団員以外の者で、暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力するものをいう。）をいう。以下同じ。）であるとき。</p> <p>(2) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。</p> <p>(3) 暴力団又は暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。</p> <p>(4) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。</p> <p>(5) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。</p> <p>(6) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。</p> <p>(7) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。</p> |
|---|

- (8) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (9) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

様式第1号(第4条関係)

スポーツ施設使用許可申請書

年 月 日

スポーツ施設管理者 様

申請者 住 所
氏 名(団 体 名)
(代表者名) 印
連絡先電話

南国市立スポーツ施設条例及び同条例施行規則に基づき、下記のとおり施設使用の申請をいたします。

記

| | | | | | |
|-------------|--|--|----------------|------------|--|
| 使用日時 | 使用開始日時 使用終了日時 | 年 月 日 年 月 日 | 午前・午後 午前・午後 | 時 分 時 分 | |
| 使用目的 | <input type="checkbox"/> アマチュアスポーツ <input type="checkbox"/> アマチュアスポーツで入場料徴収 <input type="checkbox"/> アマチュアスポーツ以外 <input type="checkbox"/> アマチュアスポーツ以外で入場料徴収 使用内容 | | | | |
| 使用者区分 | <input type="checkbox"/> 住所が市内 <input type="checkbox"/> 住所が市外 | | 入場料徴収の場合 | 円 | |
| 使用施設名 | | | | | |
| 使用備品 | | | | | |
| スポーツセンター利用欄 | 区分 | メインアリーナ(全・半・1/3) サブアリーナ(全・半) 会議室(1・2) 控室(1・2・3) 研修室(1・2) トレーニング室 多目的室 | | | |
| | 照明 | メインアリーナ(全・半・1/3) サブアリーナ(全・半) メイン(卓球 面, バドミントン 面, バレーボール 面, バスケットボール 面) | | | |
| | 冷暖房 | メイン 時間, サブ 時間, 会議室1 時間, 会議室2 時間 研修室1・2 時間, 多目的室 時間, 控室1 時間, 控室2 時間 | | | |
| 設備備品 | 舞台 時間, 平凸スポットライト(SUS) 時間, フレネルスポットライト 時間 アッパーホリゾントライト 時間, 平凸スポットライト(CL) 時間, 放送設備(メイン 時間, サブ 時間), フロアシート 式, バスケットゴール 式 バドミントンコート 面, 得点板 式, 長机 卓, スタッキングチェア 脚 | | | | |
| 使用料 | 円 | 備品使用料 | 円 | 領収印 | |
| 照明使用料 | 円 | 冷暖房料 | 円 | | |
| | | 合計 | 円 | | |
| 備考 | | | | | |

様式第2号(第4条関係)

スポーツ施設使用許可書

年 月 日

氏名(団体名)
(代表者名)

様

スポーツ施設管理者

下記のとおり施設使用を許可いたします。なお、南国市立スポーツ施設条例及び同条例施行規則を遵守してください。

記

| | | | | |
|-------------|--|--|----------------|-------------|
| 使用日時 | 使用開始日時 使用終了日時 | 年 月 日 年 月 日 | 午前・午後 午前・午後 | 時 分 時 分 |
| 使用目的 | <input type="checkbox"/> アマチュアスポーツ <input type="checkbox"/> アマチュアスポーツで入場料徴収 <input type="checkbox"/> アマチュアスポーツ以外 <input type="checkbox"/> アマチュアスポーツ以外で入場料徴収 使用内容 | | | |
| 使用者区分 | <input type="checkbox"/> 住所が市内 | <input type="checkbox"/> 住所が市外 | 入場料徴収の場合 | 円 |
| 使用施設名 | | | | |
| 使用備品 | | | | |
| スポーツセンター利用欄 | 区分 | メインアリーナ(全・半・1/3) サブアリーナ(全・半) 会議室(1・2) 控室(1・2・3) 研修室(1・2) トレーニング室 多目的室 | | |
| | 照明 | メインアリーナ(全・半・1/3) サブアリーナ(全・半) メイン(卓球 面, バドミントン 面, バレーボール 面, バスケットボール 面) | | |
| | 冷暖房 | メイン 時間, サブ 時間, 会議室1 時間, 会議室2 時間 研修室1・2 時間, 多目的室 時間, 控室1 時間, 控室2 時間 | | |
| | 設備備品 | 舞台 時間, 平凸スポットライト(SUS) 時間, フレネルスポットライト 時間 アッパーホリゾンライト 時間, 平凸スポットライト(CL) 時間, 放送設備(メ イン 時間, サブ 時間), フロアシート 式, バスケットゴール 式 バドミントンコート 面, 得点板 式, 長机 卓, スタッキングチェア 脚 | | |
| 使用料 | 円 | 備品使用料 | 円 | 領 収 印 |
| 照明使用料 | 円 | 冷暖房料 | 円 | |
| | | 合計 | 円 | |
| 備考 | | | | |

様式第3号(第7条関係)

スポーツ施設使用料減免申請書

年 月 日

南国市教育委員会 様

申請者 住 所

氏 名(団 体 名)

(代 表 者 名)



連絡先電話

南国市立スポーツ施設条例及び同条例施行規則に基づき、下記のとおり使用料の減免申請をいたします。

記

| | | | |
|-------------|---|-----------|---|
| 施設名 使用区分 | | | |
| 使用日時 | 自 | 年 月 日 時 分 | |
| | 至 | 年 月 日 時 分 | |
| 使用目的 | 開催要項等使用内容がわかるものを添付すること | | |
| 減免の根拠 | <input type="checkbox"/> 1号 市が主催する事業 担当課() <input type="checkbox"/> 2号 市が開催を依頼した事業 担当課() <input type="checkbox"/> 3号 市内の幼稚園、保育所、小学校及び中学校の行事等 <input type="checkbox"/> 4号 公共的な団体が公共福祉のために行う事業 <input type="checkbox"/> 5号 協定書で協定を行った地元体育団体 <input type="checkbox"/> 6号 身体障害者等の団体 <input type="checkbox"/> 7号 市外の幼稚園、保育所、小学校及び中学校の行事等 <input type="checkbox"/> 8号 小・中学生の任意団体で教育委員会が認めた団体 <input type="checkbox"/> 9号 小学生・中学生・高校生の大会等 <input type="checkbox"/> 10号 合宿等で連続4日以上(市外利用は市内宿泊を条件) | | |
| 使用の責任者 | 責任者名 | 連絡先 | |
| 使用予定人数 | 人 | 正規使用料 | 円 |
| 備考 | 参加費・入場料の徴収の 有 ・ 無 (有の場合その金額 円) | | |

| 決済欄 | 減免内容 | 減免の可否 | 可・否 | 減免後の使用料 | | | 円 | |
|-----|------|-------|-------------------|---------|----|----|-----|--|
| | | 減免根拠 | 規則第7条第1項第 号 によるもの | | | | | |
| | | 担当 | 係長 | 課長補佐 | 課長 | 次長 | 教育長 | |
| | | | | | | | | |

様式第4号(第7条関係)

スポーツ施設使用料減免通知書

年 月 日

氏名(団体名)

(代表者名)

様

南国市教育委員会

下記のとおり使用料の減免申請を(許可・不許可)としましたので通知します。

記

| | |
|-------------|---|
| 施設名 使用区分 | |
| 使用日時 | 自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分 |
| 使用目的 | |
| 減免の根拠 | <input type="checkbox"/> 1号 市が主催する事業 担当課() <input type="checkbox"/> 2号 市が開催を依頼した事業 担当課() <input type="checkbox"/> 3号 市内の幼稚園, 保育所, 小学校及び中学校の行事等 <input type="checkbox"/> 4号 公共的な団体が公共福祉のために行う事業 <input type="checkbox"/> 5号 協定書で協定を行った地元体育団体 <input type="checkbox"/> 6号 身体障害者等の団体 <input type="checkbox"/> 7号 市外の幼稚園, 保育所, 小学校及び中学校の行事等 <input type="checkbox"/> 8号 小・中学生の任意団体が教育委員会が認めた団体 <input type="checkbox"/> 9号 小学生・中学生・高校生の大会等 <input type="checkbox"/> 10号 合宿等で連続4日以上(市外利用は市内宿泊を条件) |
| 使用の責任者 | 責任者名 連絡先 |
| 使用予定人数 | 人 正規使用料 円 |
| 備考 | 参加費・入場料の徴収の有・無 (有の場合その金額 円) |

| | | |
|------|---------|-------------------|
| 減免内容 | 減免の可否 | 可 ・ 否 |
| | 減免後の使用料 | 円 |
| | 計算根拠 | |
| | 減免根拠 | 規則第7条第1項第 号 によるもの |

様式第5号(第8条関係)

スポーツ施設使用料還付申請書

南国市教育委員会 様

申請者 住 所
氏 名 (団 体 名)
(代表者名) ㊟
連絡先電話

南国市立スポーツ施設の使用許可を受け、その使用料を納付しましたが、下記により使用しなくなりましたので使用料を還付するよう申請します。

記

| | |
|---------|--|
| 使用許可施設 | |
| 使用許可日 | 年 月 日 |
| 使用料納付日 | 年 月 日 |
| 納付使用料額 | 円 |
| 還付申請額 | 円 |
| 使用中止の理由 | |
| 還付率 | (1) 使用者の責めによらない理由で利用できなかった場合 100分の100の額 (2) 公益上及び管理者の都合で使用許可を取り消した場合 100分の100の額 (3) 使用日前3日までに申請を取り消した場合で、かつ、相当の理由がある場合 100分の50の額 (4) 使用日前3日までに利用者の都合で申請を取り消した場合 100分の30の額 |
| 備考 | |

| 決済欄 | 還付内容 | 還付の可否 | | 還付額 | | | | | |
|-----|------|-----------|----|--------|----|----|-----|--|--|
| | | 可 | 否 | 円 | | | | | |
| | | 規則第8条第1項第 | | 号によるもの | | | | | |
| | | 担当 | 係長 | 課長補佐 | 課長 | 次長 | 教育長 | | |
| | | | | | | | | | |

様式第6号(第13条関係)

スポーツ施設設備変更許可申請書

南国市教育委員会 様

申請者 住 所
氏 名 (団 体 名)
(代表者名) ㊟
連絡先電話

南国市立スポーツ施設を使用するに当たり設備の一部を下記のとおり変更したく申請します。
なお、この変更に要する費用は申請者にて負担し、使用後は責任をもって現状に回復します。

記

| | |
|----------------------------|--|
| 設 備 変 更 内 容 | |
|----------------------------|--|

※図面を添付すること

| 決 済 欄 | 申 請 の 可 否 | | 可 ・ 否 | | | |
|-------|-----------|-----|-------|-----|-----|-----|
| | 許 可 条 件 | | | | | |
| | 担 当 | 係 長 | 課長補佐 | 課 長 | 次 長 | 教育長 |
| | | | | | | |

様式第7号(第16条関係)

年 月 日

南国市教育委員会 様

指定管理者指定申請書

南国市立スポーツ施設条例第6条の規定により南国市立スポーツ施設の指定管理者の指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

| | | | | | |
|---|-----------------|-----------|--|-----------|---|
| 申 | フリガナ | | | | |
| | 名 称 | 印 | | | |
| 請 | 代表者の職・氏名 | 職 名 | | フリガナ | |
| | | | | 氏 名 | 印 |
| 者 | 主たる事務所の所在地 | (郵便番号 —) | | | |
| | | 電 話 番 号 | | F A X 番 号 | |
| | 高知県内の主たる事務所の所在地 | (郵便番号 —) | | | |
| | | 電 話 番 号 | | F A X 番 号 | |

関係書類

- (1) スポーツ施設管理運営に関する事業計画書
- (2) 南国市立スポーツ施設条例第4条の業務に係る収支予算書
- (3) 定款, 規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書, 法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表, 損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- (6) 前各号に掲げる書類のほか, 教育委員会が必要と認める書類

様式第 1 号 (第 4 条関係)

様式第 2 号 (第 4 条関係)

様式第 3 号 (第 7 条関係)

様式第 4 号 (第 7 条関係)

様式第 5 号 (第 8 条関係)

様式第 6 号 (第 13 条関係)

様式第 7 号 (第 16 条関係)